

11 自動車交通騒音の状況

騒音規制法第3条に基づく「騒音について指定する地域内」の自動車交通騒音の状況を同法第18条に基づき常時監視した結果について、環境基準の維持達成状況を取りまとめ、同法第19条の規定により公表するものです。

1 測定方法の概要

- (1) 測定年月日 令和5年11月14日～令和6年1月10日
- (2) 測定地点 表1に示すように、市内10箇所で24時間調査を実施しました。

2 測定結果の概要

表1に示すとおり、昼又は夜間の環境基準超過は1地点でした。

表1 道路交通騒音測定結果(点的評価)

(単位: デシベル)

路線名	測定地点	用途地域	環境基準 類型	車線数	騒音レベル (Leq) (環境基準)	
					昼	夜
一般国道 49号	郡山市田村町岩作字穂多礼72	第一種中高層住居専用地域	A	2	67 (70)	62 (65)
一般国道 49号	郡山市田村町金屋上川原 226	第一種住居地域	B	2	68 (70)	64 (65)
一般国道 49号	郡山市菜根四丁目 18-6	第一種低層住居専用地域	A	2	★72 (70)	★67 (65)
主要地方道 郡山湖南線	郡山市豊田町 1-4	第一種住居地域	B	2	62 (70)	51 (65)
主要地方道 郡山停車場線	郡山市駅前一丁目 5-6	商業地域	C	4	63 (70)	59 (65)
一般県道 河内郡山線	郡山市虎丸町 20-58	商業地域	C	2	67 (70)	64 (65)
市道 荒井八山田線	郡山市豊田町 3-10	第一種住居地域	B	4	64 (70)	57 (65)
市道 若葉桑野線	郡山市桜木 2丁目 20-5	第二種住居地域	B	4	67 (70)	60 (65)
市道 赤沼方八町線	郡山市下舘野 66	調整区域	-	4	66 (70)	58 (65)
市道 向河原大町線	郡山市大町一丁目 17-7	商業地域	C	4	63 (70)	57 (65)

(注) 1 「★」は環境基準超過を意味します。

2 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯をいいます。